

## 令和5年度 第3回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

### 1 開催日時

令和6年3月14日（木）18時30分～20時15分

### 2 開催場所

広島市中区役所6階 教育委員室

### 3 出席者

#### (1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会 ◎	会長（広島市立竹屋小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立中広中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立基町高等学校長）	欠席
広島市児童相談所	相談担当課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	専務理事	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

#### (2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

### 4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】
- (2) 令和5年度広島市におけるいじめ防止対策について【資料3】
- (3) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

### 5 傍聴人の人数

0人

## 6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～3
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

## 7 会議の要旨

### (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】

教委が、資料2を説明し、特に質疑はなかった。

### (2) 令和5年度広島市におけるいじめ防止対策について【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- いじめのアンケートをした後、児童らと面談を実施している。面談を通して、児童らの意外な一面を知ることができるなど、面談が児童らと教員との関係を強くするきっかけにもなっている。これをきっかけに、教員へ相談しやすい風土を作ることができるのではないかと考える。
- MLB教育は、何時間くらい実施しているのか。また、どのような内容の学習をしているのか。
- 年間1時間実施している。小学校5、6年生、中学校1、2年生向けに系統的に実施できるよう指導案を作成している。子どもの成長に応じて段階的に実施している。例えば、小学校5年生では心が苦しくなったらどのように対処したらよいか、小学校6年生ではアンガーマネジメント、中学校1年生ではストレスがたまったときにどう助けを求めたらよいか、中学校2年生では友達から深刻な悩みを相談されたときにどう対処したらよいかなどを学習するようにしている。
- 総合学習の時間などに行うのか。
- 特別活動で扱うことを想定しているが、学校により異なる。スクールカウンセラーと協同で授業が行えるよう、予算を確保している。

### (3) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 各小学校では、資料3で説明のあった取組を行っている。そして、この取組がより実効的になるように、小学校では、従来の学級担任制ではなく、教科担任制あるいは交換授業を実施しているところである。これにより、確実な情報共有や支持的風土の醸成につながり、開かれた学級を作ることができると考えている。
- 法務局や人権擁護委員協議会では、全国中学生人権作文コンテストを行い、優秀作品を集めた作文集を作成して、小学校に1冊、中学校に5冊それぞれ配付している。大変すばらしい内容の作文なので、各学校において、しっかり活用してもらいたい。また、人権啓発としては、人権の花運動や人権教室も実施している。  
そして、法務局では、こどもの人権110番において、いじめや虐待等の相談を受け付けたり、こどもの人権SOSミニレターを児童らに配布したりしている。こどもの人権SOSミニレターについては、児童らから手紙の送付があると、人権擁護委員や法務局の職員が、手書きで返信をし、複数回やり取りをしている。その中で、本人の承諾が得られれば、学校に情報提供を行うこともある。

加えて、令和5年1月から中国地方全域を対象として、LINE相談を開始した。

- 社会福祉士会では、講師を招き、子どもの性の加害を考える講演会を開催した。
- 医師会では、教育委員会の職員を講師として招き、不登校に係る研修会を実施した。
- PTA協議会では、令和4年8月19日、中学生125名を集めて「いじめ問題子どもサミット」を開催した。生徒らがタブレットを持ち寄り、講師が投げ掛けたテーマについて、口頭での意見交換に加え、チャット方式での書き込みも活用しながら意見を通わせた。その後、グループディスカッションを行い、生徒らが、いじめ問題について自分たちに何ができるか等を発表した。
- 臨床心理士会では、いじめに特化した活動は行っていないが、スクールカウンセラーの研修会の充実を図った。
- 県警察では、学校と連携して犯罪防止教室を実施したり、少年サポートセンターを中心にいじめに関する相談を受けたりした。また、家出や自殺企図について対応する中で、背景にいじめが疑われる場合は、学校と連携して対応することもあった。
- 児童相談所では、LINE相談の受付を始めたが、いじめに関する相談は今のところまだ入ってきていない。いじめと直接の関係はないが、一時保護所に入所した子どもたち等を対象に、意見表明等支援事業を開始している。
- 中学校では、特にMLB教育が好評だった。スクールカウンセラーに授業をしてもらったことにより、スクールカウンセラーの利用率も向上している。また、教育相談を年3回実施したが、生徒も楽しみにしており、教員と生徒の信頼関係の大切さを再確認できた。
- 弁護士会では、「こどもでんわそうだん」やいじめ予防授業を実施している。いじめ予防授業は、各学校の要望等に応じで、オーダーメイドで行っている。また、毎年ゴールデンウィーク頃にこどもの日記念シンポジウムを開催している。